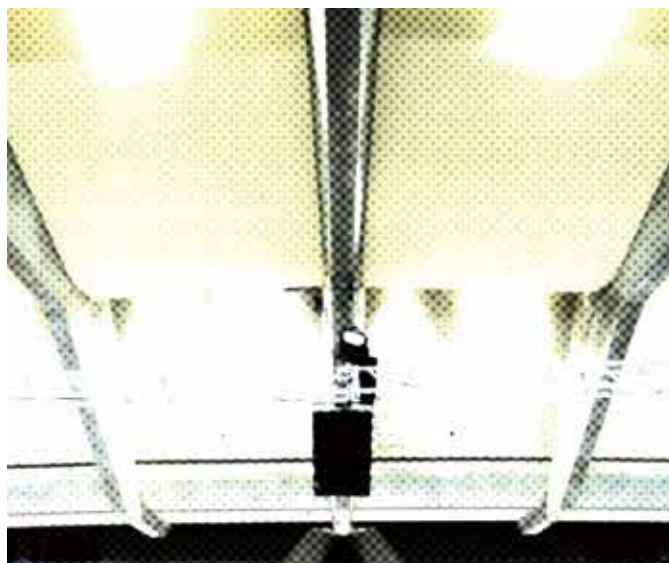




監査監督機関国際フォーラム (IFIAR) 「2015年検査指摘事項調査報告書」



1.はじめに

監査監督機関国際フォーラム (International Forum of Independent Audit Regulators: IFIARⁱ、以下「IFIAR」という。)は、上場企業の監査等に対する各監査監督当局の検査指摘事項を把握するため、2012年よりIFIAR検査指摘事項調査を実施し、その報告書を公表している。今回で4回目となる2015年検査指摘事項調査報告書が2016年3月に公表されたが、本稿ではその概要について解説することとしたい。

なお、文中意見にわたる部分は、筆者の個人的見解であることを了承いただきたい。

International Forum of Independent Audit Regulators

前 公認会計士・監査審査会事務局総務試験室 室長補佐

ふくおかめぐみ
福岡 恵美

2.「2015年検査指摘事項調査報告書」の概要

(1) 調査概要

2015年調査は、各当局から提出された2015年6月までの過去1年間に終了した検査結果を基に、各当局の検査対象となった6大監査法人ネットワークⁱⁱの提携監査法人に係る検査指摘事項を集計したものⁱⁱⁱである。2015年は、のべ35のIFIAR加盟当局が調査に参加した。

本調査における検査指摘事項は、監査法人が監査意見を裏付けるのに十分かつ適切な監査証拠を入手していなかったことを示す監査手続上の不備若しくは品質管理体制における不備である。したがって、これらは、必ずしも監査を受けた財務諸表に重要な虚偽表示があることを示唆するものではなく、監査基準に照らして十分な監査手続が取られていないことが検査において指摘された事項である。

調査項目は大きく3つに分けられ、上場している社会的影響度が高い事業体 (PIE) の監査 (上場しているシステム上重要な金融機関 (SIFIs) を含む。)、G-SIFIsを含むSIFIsの監査^{iv} 及び監査法人における品質管理体制から構成されている。

(2) 調査結果

① 上場PIEの監査

上場PIEの監査に関しては、2015年調査で29当局が検査した98監査法人、872の上場PIE監査について結果を集計したものである。872の被監査会社のうち、当局検査において1つ以上指摘事項があった被監査会社は376にのぼり、指摘事項率は43%となった。また、指摘事項数は合計1,130であった。

これらの指摘事項を17の検査テーマに分類すると、指摘事項の多かったテーマの上位及びそれぞれの指摘事項率は以下のとおりであった。

テーマ	検査指摘 事項数※	1つ以上 指摘事項の あった被監査 会社数	1つ以上 指摘事項の あった被監査 会社の割合
内部統制の有効性評価	173	160	23%
公正価値測定	158	118	18%
リスク評価	131	114	14%
収益認識	116	105	15%

※1つの被監査会社に対して、同じテーマで複数の事項が指摘される場合がある。

これらのテーマはいずれも、被監査会社の検査テーマとして抽出される回数が多く (すなわち、分母が大き)、かつ、指摘事項数が多い (すなわち、分子が大きい) 結果として、高い指摘率がみられた。また、上位3つのテーマについては、調査を開始した2012年以降、継続して指摘事項数の多いテーマとなっており、指摘率についても同水準で推移している。このことから、上位テーマは、もともと複雑な監査が要求されるテーマであり、各々の監査監督当局がリスクベース検査の中で頻繁に抽出するテーマであることがうかがわれる。

② SIFIsの監査

SIFIsの監査に関しては、2015年調査で14当局の検査した34監査法人、96のSIFIs (金融安定理事会 (FSB) の指定するG-SIFIsを含む) 監査について結果を集計したものである。96のSIFIs監査のうち、当局検査において1つ以上指摘事項があったものは49にのぼり、指摘事項率は51%となった。また、指摘

事項数は合計185であった。

これらの指摘事項を、金融機関監査向けに構成した14の検査テーマに分類すると、指摘事項の多かったテーマの上位及びそれぞれの指摘事項率は以下のとおりであった。

テーマ	検査指摘 事項数※	1つ以上 指摘事項の あった被監査 会社数	1つ以上 指摘事項の あった被監査 会社の割合
内部統制の有効性評価	37	34	40%
貸倒引当金及び減損の監査	31	27	51%
投資及び有価証券の評価	22	19	27%
専門家の利用	22	8	26%

※1つの被監査会社に対して、同じテーマで複数の事項が指摘される場合がある。

上位3テーマについては、2014年も指摘事項の多いテーマとして挙げられており、一般的にも複雑な監査が要求されるテーマとされているものである。ただし、上場PIEの監査の場合と比べてSIFIs監査はサンプル数が少なく、あるテーマが検査テーマとして抽出される回数も、年によりばらつきがみられることから、指摘率に関しては、過年と比較して一概にその増減を論じることはできない点に留意する必要がある。

③ 監査法人における品質管理体制

監査法人における品質管理体制は、個別の監査業務とは異なり、法人全体の体制整備の状況に関するものである。2015年調査では、33当局が101監査法人について検査しており、指摘事項数は合計508であった。

これらの指摘事項を品質管理体制に関する6つのテーマに分類すると、指摘事項の多かったテーマの上位及びそれぞれの指摘事項率は以下のとおりであった。

テーマ	検査指摘 事項数	1つ以上 指摘事項の あった監査 法人数	1つ以上 指摘事項の あった監査 法人の割合
個別監査業務の 実施に係る体制整備	222	53	59%
独立性及び 倫理に関する要件の充足	73	34	40%
人材管理	77	31	36%

これらのテーマは、調査を開始した2012年以降、継続して指摘事項数の多いテーマとなっている。各テーマの指摘率につい

ては、2014年と比べて減少傾向にある。このうち、個別監査業務の実施に係る体制整備の中では、法人内部の個別監査業務の品質管理レビューにおける方針や手続の策定不備、法人の監査手続及びガイダンスについての不備に関する指摘事項が多く挙げられており、人材管理においては、パートナーの評価や配属における監査品質の考慮及び法人の研修・教育プログラムに関する指摘事項が多く挙げられている。

(3) 調査結果についての留意点

先述のとおり、2015年の調査結果は、2015年6月までの過去1年間に終了した検査結果に基づいている。したがって、本調査は遅行指標であり、必ずしも最新の監査実務を反映しているわけではないことに留意が必要である。本調査は、監査品質について、実証的又は統計的に有意な変化を測定することを意図したものではない。この背景には、毎年参加する当局が一定しないことや、各国の検査制度の多様性、中でも、検査頻度が異なること、何を指摘事項とするかは各国当局の判断に拠るもので、必ずしも当局間で統一されているわけではないこと等が挙げられる。

また、調査を通じて得られた指摘事項数だけが、監査品質の評価基準となるわけではなく、検査を通じて見つかった指摘事項のみによって、監査品質の全体的な評価が行えるというものでもない。というのも、多くの監査監督当局がリスクベース検査を導入し、監査リスクが高いと思われる着眼点を中心に検査が行われているため、検査テーマが必ずしも無作為抽出されているわけではないからである。また、本調査では、個々の指摘事項の重大性についての評価は行っていない。こうした調査の限界については、IFIARが率直に認めるところであり、2015年調査報告書においても一定の紙面が割かれている^v。

調査の限界はあるものの、IFIARは、本調査を通じてみられる特定の検査指摘事項の繰返しや検査指摘事項数の状況は、監査において改善すべき分野や課題を特定し、当局間若しくは監査法人との間でそれらの課題について議論を深めるための参考となるとしている。IFIARは今後も検査指摘事項調査を継続し、監査の信頼性向上に向けて一定の材料を提供する方針である。

(4) IFIARとしての評価と新たな取り組み

先述のとおり、2015年調査において、上場PIE監査に関し当局検査で1つ以上指摘事項のあった被監査会社の割合は43%となった(2014年調査では47%)。個別監査業務に関する指摘は、監査基準で求められる(すなわち、公益に照らして期待され

た)水準で財務諸表監査が行われていないことを示している。IFIARは、2014年に引き続き、2015年調査においても当局検査で指摘される事項の数及び頻度が高い水準にあるとし、監査品質の改善に向けて十分な取組みがなされていないとの懸念を表明した。

IFIARは、近年、検査指摘事項調査報告書とIFIARにおける監査品質向上のための取組みの連携を強化し、6大監査法人ネットワークとの定期的な対話や、検査官向けのワークショップ、監査基準を設定する国際監査・保証基準審議会(IAASB)との議論等において、本調査を活用している。このほか、IFIARは、2015年調査報告書において、新たなイニシアティブとして、上場PIE監査のうち1つ以上指摘事項のあった被監査会社の割合を2019年までの4年間で25%以上削減するという目標を掲げた。以下では、検査指摘事項の25%削減目標の概要及び関連するグローバル監査品質ワーキング・グループ(GAQ WG)の取組みについて紹介したい。

(5) 検査指摘事項の「25%削減」目標

IFIARは、2012年以降の調査結果にみられる検査指摘事項が引き続き高い水準にあり、目に見える改善が乏しいことから、指摘事項の削減に数値目標を設けることにより、監査法人による長期的な監査品質の改善に向けた取組みを促すことを決定した。これを踏まえ、IFIARは6大監査法人ネットワークとの間で「2019年までの4年間で上場PIEの監査において1つ以上指摘事項のあった被監査会社の割合を25%以上削減する」という目標設定について合意した。

なお、削減効果を適切に評価するため、基準となるデータは、IFIAR検査指摘事項調査に2012年以降継続して参加し、今後も参加が見込まれ、GAQ WGのメンバーとなっている9か国^{vi}で構成することとなっている。データは国別・ネットワーク別ではなく、あくまでも9か国、6大監査法人ネットワークの集計データを用い、全体として25%以上の削減を目指す。2015年調査報告書によると、9か国の上場PIE監査において1つ以上指摘事項のあった被監査会社の割合は39%であったが、上記目標は、これを2019年までに29%以下にすることを意味する。

GAQ WGでは、6大監査法人ネットワークのグローバル幹部と、年2回から3回の頻度で定期的に対話を行い、各ネットワークにおける品質管理体制や監査業務の内部レビューへの対応状況、ネットワークレベルでのガバナンスや今後の経営計画、人材戦略等、幅広いテーマで議論をしている。IFIARとして上記削減目標の達成を支援するため、GAQ WGでは4つの重



点エリア（公正価値測定、グループ監査、内部統制、収益認識）を設定し、監査法人の根本原因分析（root cause analysis）及び指摘事項削減のためのアクションプランに関する議論を強化することとしている。

3. グローバル・ネットワークへの期待

GAQ WGでは、25%削減目標の達成に向け、主としてGAQ WGメンバーである9か国の結果に基づき6大監査法人ネットワークと議論を行うが、IFIARはこの9か国に止まらず、世界規模で監査品質が向上することを期待している。

加盟メンバーの法域全体での監査品質の向上を目指すIFIARと、世界中に展開するネットワーク全体での監査品質の向上を目指す監査法人グローバル・ネットワークとは、方向性を共有する部分がある。2015年調査では、6大監査法人グローバル・ネットワークが各地の提携監査法人において監査品質向上につながる変化をもたらすことができるかという質問に対して、回答した当局のほとんどが、グローバル・ネットワークにはそのような能力があるとし、いくつかの当局は、提携監査法人における監査品質向上のためにネットワークが影響力を行使して変革を起こした事例があると回答した。

また、2015年調査では、IFIAR加盟当局に所在する監査法人における根本原因分析の実態に関する質問に対して24当局が回答している。これによれば、約半数の当局が監査法人において根本原因分析が行われているとし、6当局は当局又は監査法人以外の主体が監査法人における根本原因分析を義務付けているとし、より多い回答としては、根本原因分析は義務ではないが、当局又は監査法人以外の主体によって奨励されているというものであった。また、いくつかの当局は、監査法人における根本原因分析がグローバル・ネットワークによって義務付け又は奨励されていると回答した。

IFIARでは、各当局レベルで監査法人の監督を通じた監査品質の改善を目指しつつ、各当局におけるプラクティスや知見の共有を行うだけでなく、GAQ WG等を通じてグローバル・ネットワークへ働きかけ、そのイニシアティブによって現地監査法人の監査品質の向上を促進することにも取り組んでいる。このような趣旨に鑑み、IFIAR検査指摘事項調査報告書においては、今後も、調査に参加する全てのIFIAR加盟当局から報告される検査指摘事項を集計し開示することとしている。

4. おわりに

IFIARは、2015年調査報告書において、検査指摘事項の削減に関する数値目標を掲げ、大胆な一歩を踏み出したといえる。

確かに、現状をみると、監査法人はそれぞれの属する法域において各当局により監督されており、各法域・当局ごとに検査監督体制は異なっているが、国際的なフォーラムとしてのIFIARは多様な検査監督体制の改変・統一までを意図する組織ではない。また、世界中の提携監査法人はネットワークで結ばれているが、グローバル・ネットワークを監督する主体は存在しない。今回、IFIARが6大監査法人ネットワークと合意した、6大ネットワーク全体での検査指摘事項についての削減目標の設定は、このような状況下で、IFIARがとることのできる最大のイニシアティブを形にしたものといえる。

今後もIFIARは、毎年の調査報告書を基に、検査指摘事項の推移をモニタリングし、繰り返し指摘される監査品質上の論点並びに監査法人の戦略及び行動について6大監査法人ネットワークと議論して、監査品質を全体として改善すべく取り組んでいくことになる。

IFIARでは、監査法人ネットワークだけでなく、IAASB等の基準設定主体、投資家をはじめ、監査を取り巻く利害関係者と活発な議論を行い、監査監督・執行体制に係る当局間の知見の共有や、当局間の情報交換枠組みの整備にも努めてきたところである。引き続き、IFIARは、監査品質の向上に貢献すべくオールラウンドでの活動を継続することになろう。公認会計士・監査審査会及び金融庁もIFIAR加盟当局として、今後ともIFIARの活動に積極的に貢献していく所存である。

〈注〉

- i IFIARは、大規模な不正会計事案の発生等を受けて監査監督の重要性が世界的に認識され、2000年代初めに各国で相次いで監査監督機関が設立される中、監査監督機関の国際フォーラムとして2006年9月に発足した。現在では、アフリカ、北米、南米、アジア、オセアニア、ヨーロッパの51か国・地域の独立した監査監督当局で構成されている。公益に資するとともに投資家の保護を強化するため、IFIARは、世界中の監査品質や規制実施について、対話や知見の共有ができるプラットフォームを提供し、規制活動について協調や一貫性を促す。IFIARの活動内容の詳細については、IFIARウェブサイト(www.ifiar.org)を参照されたい。
- ii 6大監査法人ネットワークは、BDO International Limited, Deloitte Touche Tohmatsu Limited, Ernst & Young Global

Limited, Grant Thornton International Limited, KPMG International Cooperative, PricewaterhouseCoopers International Limitedで構成されている。

- iii 2015年調査で集計されたデータの多くは、2013年から2014年の財務諸表の監査を対象としているが、それ以前の財務諸表についての監査も含まれる。
- iv 主要な金融機関の監査に関心を有するFSBからの情報提供要請に応えるため、SIFIsの監査についてのセクションが設けられている。
- v セクション“Interpreting the Results”を参照されたい。また、当該セクション以外にも、報告書中、調査データに関する限界についていくつかの記載がある。
- vi オーストラリア、カナダ、フランス、ドイツ、日本、オランダ、シンガポール、英国、米国の9か国